

告示

埼玉県告示第九百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年八月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
コンフォート春日部クリニック	事業所名称	春日部クリニック	コンフォート春日部クリニック	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
そうごう薬局北本店	事業所所在地	福岡県福岡市中央区天神二 一四 八	福岡県福岡市中央区大名二 九 二三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
そうごう薬局ときがわ店	事業所所在地	福岡県福岡市中央区天神二 一四 八	福岡県福岡市中央区大名二 九 二三	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導